

## 瀬戸市企業アンバサダー認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 せとまちブランディング戦略（平成29年3月策定）に基づき、瀬戸市内に事業所又は事務所を有する企業が、そのネットワーク等を活用し、主体的に本市の魅力を広く発信することにより、市内はもとより市外を中心に市のイメージアップ及び認知度の拡大を図るため、当該企業を瀬戸市企業アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）として認定することについて必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市のシティプロモーションにつながる主体的な広報活動に関すること。
- (2) 本市が主催又は後援する催し等への参加又は協力に関すること。
- (3) 従業員に対する瀬戸市への定住促進の情報提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める活動に関すること。

### (対象)

第3条 アンバサダーは、市のイメージアップ及び認知度の拡大を図ることに賛同し、前条に規定する活動を行うことができる企業とする。ただし、次のいずれかに該当する企業を除くものとする。

- (1) 各種法令に違反している企業
- (2) その業態が公序良俗に反していると認められる企業
- (3) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である企業、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
- (4) 市税を滞納している企業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録することが社会通念上適切でないことを認める企業

### (認定申請)

第4条 アンバサダーの認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、瀬戸市企業アンバサダー認定申請書兼誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (認定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申請者をアンバサダーとして認定し、瀬戸市企業アンバサダー認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、アンバサダーの認定に当たっては、瀬戸市シティプロモーション戦略推進会議設置要綱（平成30年4月11日施行）に定める瀬戸市シ

ティプロモーション戦略推進会議の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不適切であると認めるときは、瀬戸市企業アンバサダー不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（報酬等）

第6条 アンバサダーに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

- 2 市長は、アンバサダーに対し、活動支援のために、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 瀬戸市ロゴマークのデータ
- (2) 瀬戸市のポスター、パンフレット等各種刊行物
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（禁止行為）

第7条 アンバサダーは、次に掲げる行為及びそのおそれがある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) アンバサダーの地位を営利目的で使用する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がアンバサダーとして不相当と認める行為

（認定の変更）

第8条 アンバサダーは、第4条の規定により申請した内容に変更がある場合は、速やかに瀬戸市企業アンバサダー変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し等）

第9条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) アンバサダーから認定の辞退の届出があったとき。
- (2) 第3条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 第7条各号に掲げる禁止行為を行ったとき。
- (4) その他市長が認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

- 2 前項第1号の届出は、瀬戸市企業アンバサダー認定辞退届（様式第5号）によるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定によりアンバサダーの認定を取り消すときは、当該アンバサダーに対し、瀬戸市企業アンバサダー認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定によりアンバサダーの認定の取消しにより生じた企業の損害について、責任を負わない。

（守秘義務）

第10条 アンバサダーは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。認定を取り消された後も同様とする。

(免責事項)

第11条 アンバサダーが、第2条各号に規定する活動の範囲を逸脱する行為又は第7条各号に掲げる禁止行為を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該アンバサダーが全ての責任を負うこととし、市はその賠償の責めを負わない。

(庶務)

第12条 アンバサダーに関する庶務は、市長直轄組織シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。